

## 長期収載品にかかる選定療養について

令和6年10月より患者さまが一般名処方（処方せん）から長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者さまの特別負担が発生します。（外来処方のみ）

- 対象となる医薬品

後発医薬品の上市後5年以上経過した長期収載品（準先発品を含む）

後発医薬品の置換率が50%以上となった長期収載品（準先発品を含む）

- 自己負担額

後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1

※医療上の必要性により医師が一般名処方（後発医薬品への変更不可）をした場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。

詳細については [【こちら】](#)（外部リンク）